



# 島根県報

平成17年 4 月 5 日 (火)  
第 1,664 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則 (環 境 政 策 課) 1

### 告 示

島根県芸術文化センターの供用開始日 (文 化 国 際 課) 2

島根県公害防止条例施行規則別表第 1 の規定によるふっ素等の排出を規制する地  
域の一部改正 (環 境 政 策 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障 害 者 福 祉 課) 2

身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 ( " ) 3

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 ( " ) 3

島根県立はつらつ体育館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務の受  
託 ( " ) 3

島根県立はつらつ体育館の指定管理者の指定 ( " ) 4

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農 業 経 営 課) 4

県営土地改良事業計画の変更 (農 村 整 備 課) 6

換地計画書の縦覧 ( " ) 6

県営土地改良事業の工事の完了 ( " ) 6

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部改正 (水 産 課) 7

島根県立産業交流会館の指定管理者の指定 (商 工 政 策 課) 7

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 2 件 ) (環 境 生 活 総 務 課) 7

### 漁調委指示

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限 8

## 公布された条例等のあらまし

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則 (規則第78号)

### 1 規則の概要

組織改正に伴う規定の整理

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第78号

公害紛争処理法施行細則の一部を改正する規則

公害紛争処理法施行細則（昭和45年島根県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、様式第1号（注）、様式第2号（注）、様式第6号（注）、様式第7号（注）及び様式第8号の2（注）中「環境生活部環境保全課」を「環境生活部環境政策課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第469号

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）附則第4項の知事が別に定める日は、平成17年10月8日とする。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第470号

島根県公害防止条例施行規則別表第1の規定によるふっ素等の排出を規制する地域（昭和57年島根県告示第695号）中「島根県環境生活部環境保全課」を「島根県環境生活部環境政策課」に改め、平成17年4月5日から施行する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ホットケアセンター	訪問看護	訪問看護ステーションほつと	浜田市朝日町1518番地	平成17年4月1日
医療法人 水上整形外科医院	通所リハビリテーション	あすかデイケアセンター	益田市乙吉町口33番地	平成17年4月1日
医療法人 水上整形外科医院	訪問リハビリテーション、居宅療養管理	医療法人水上整形外科医院	益田市乙吉町口33番地	平成17年4月1日

島根県告示第472号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ハローサービス	居宅介護	はろー指定居宅介護支援事業所	雲南市三刀屋町三刀屋1209 - 1	平成17年 3月28日

島根県告示第473号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ハローサービス	居宅介護	はろー指定居宅介護支援事業所	雲南市三刀屋町三刀屋1209 - 1	平成17年 3月28日

島根県告示第474号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ハローサービス	居宅介護	はろー指定居宅介護支援事業所	雲南市三刀屋町三刀屋1209 - 1	平成17年 3月28日
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	短期入所	知的障害者短期入所事業所 木次ひまわりの家	雲南市木次町木次351	平成17年 3月28日
社会福祉法人 邑智福祉振興会	地域生活援助	大空荘	邑智郡邑南町中野4030 - 8	平成17年 3月28日
社会福祉法人 いわみ福祉会	地域生活援助	浜っ子ホーム	浜田市殿町90 - 1	平成17年 3月28日

島根県告示第475号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、島根県立はつらつ体育

館の使用料の徴収事務及び使用料の還付金の支出事務を指定管理者の松江市北陵町34番地セコム山陰株式会社に委託したので、同令158条第2項及び島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第56条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄 田 信 義

---

島根県告示第476号

島根県立はつらつ体育館条例(平成15年島根県条例第26号)第6条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立はつらつ体育館
- 2 指定管理者  
松江市北陵町34番地 セコム山陰株式会社
- 3 指定期間  
平成17年4月1日から3年間

---

島根県告示第477号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成3年島根県告示第447号)の一部を次のように改正する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

中山間地域活性化資金の種類	利 子 補 給 率																	
	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオに掲げる者である場合							融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合										
	貸付期間が 6 年以内の場合	貸付期間が 7 年以内の場合	貸付期間が 8 年以内の場合	貸付期間が 9 年以内の場合	貸付期間が 10 年以内の場合	貸付期間が 11 年以内の場合	貸付期間が 12 年以内の場合	貸付期間が 13 年以内の場合	貸付期間が 14 年以内の場合	貸付期間が 15 年以内の場合	貸付期間が 16 年以内の場合	貸付期間が 17 年以内の場合	貸付期間が 18 年以内の場合	貸付期間が 19 年以内の場合	貸付期間が 20 年以内の場合			
1 措置要綱第 2 の(1)の加工流通施設整備資金	年 1.95 パーセント	年 1.85 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.10 パーセント	年 0.99 パーセント	年 0.88 パーセント	年 0.77 パーセント	年 0.66 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.44 パーセント	年 0.33 パーセント	
	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	
2 措置要綱第 2 の(2)の保健機能増進施設整備資金	年 2.2 パーセント	年 2.1 パーセント	年 2.0 パーセント	年 1.9 パーセント	年 1.8 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント
	年 1.95 パーセント	年 1.85 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.10 パーセント	年 0.99 パーセント	年 0.88 パーセント	年 0.77 パーセント	年 0.66 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント
3 措置要綱第 2 の(3)の生活環境施設整備資金	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント
	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント
農業協同組合等に貸し付ける場合														年 0.4 パーセント				
農業協同組合等に貸し付ける場合														年 0.4 パーセント				

## 附 則

- この告示は、平成17年4月5日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年3月18日から適用する。
- 平成17年3月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、上山地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

- 縦覧に供する書類の名称  
上山地区農道事業（県営一般農道整備事業、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）  
変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
告示の日から21日間
- 縦覧の場所  
雲南市役所

## 島根県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う都治地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年4月5日

島根県知事 澄田信義

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧の期間  
平成17年4月5日から21日間
- 縦覧の場所  
江津市役所

## 島根県告示第480号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
揖屋地区 用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）	平成17年 3 月18日

## 島根県告示第481号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱（平成16年島根県告示第990号）の一部を次のように改正する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「0.70パーセント」を「0.90パーセント」に改める。

## 附 則

- この告示は、平成17年 4 月 5 日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年 3 月18日以後に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第482号

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）第 7 条の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立産業交流会館
- 指定管理者  
松江市学園南一丁目 2 番 1 号 財団法人くにびきメッセ
- 指定期間  
平成17年 4 月 1 日から 3 年間

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 申請のあった年月日  
平成17年 3 月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 しまね野生鳥獣救護ボランティア
- 代表者の氏名  
河内咲夫
- 主たる事務所の所在地

松江市寺町99番地58

5 定款に記載された目的

この法人は、ケガや病気等で保護された傷病野生鳥獣のうち、獣医師等による治療のあと、自然復帰まで（又は死亡するまでの間）救護（リハビリ）が必要な場合に、これを受け入れるボランティアの組織（以下「しまね野生鳥獣救護ボランティア」という）であり、もって自然環境を構成する重要な要素である野生鳥獣の保護繁殖と鳥獣保護思想の高揚を図ることにより生活環境の保全に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年4月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 出雲学研究所

3 代表者の氏名

藤岡大拙

4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字学頭1531番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、島根県の地域文化を享受する全ての人々に対して、地域文化を基軸にしたまちづくり・人づくりに関する事業を行い、島根の地域文化創造と地域振興に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

隠岐海区漁業調整委員会指示

---



漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、沿岸いか釣漁業(総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。)及び小型いか釣漁業(総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。)の操業について、平成18年4月30日まで次のとおり制限する。ただし適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成17年4月5日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

#### 1 操業の承認

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業を営もうとするものは船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

#### 2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。

- (1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域
- (2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、前号に掲げる海域を除く。
  - ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同県同郡海士町野田埼東端とを結んだ線
  - イ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同県同郡知夫村竹島東端とを結んだ線
  - ウ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼東端と同県同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

#### 3 電気設備等の使用制限

- (1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は6個を越えてはならない。
- (2) 電球1個あたりの消費電力の最高限度は3キロワットとする。
- (3) 2隻以上の船舶を連結して操業してはならない。

#### 4 承認の取消

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は承認を取り消すことがある。

#### 附 則

- 1 この指示は平成17年5月1日から施行する。
- 2 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限(平成14年隠岐海区漁業調整委員会指示第1号。以下「旧指示」という。)は平成17年4月30日付をもって廃止する。

